

放課後等デイサービス事業者の指定取消処分について

一般社団法人子ども発達総合支援会（以下「事業者」という。）が運営する放課後等デイサービス事業所において、不適正な運営が行われているとの通報があり、令和元年7月25日から児童福祉法（以下「法」という。）の規定に基づき、監査を実施してまいりました。

その結果、「虚偽報告」及び「不正請求」の事実を確認しましたので、令和2年7月31日付けで事業者に対し、法の規定に基づき、令和2年9月1日をもって「指定取消」とする行政処分を実施するとともに、不正に受領した給付費及び加算金等について返還するよう求めましたので、御報告します。

1 対象

(1) 事業者の概要

- ア 名称：一般社団法人子ども発達総合支援会
- イ 代表者名：代表理事 藤谷 貞之
- ウ 所在地：伏見区下鳥羽北三町114番地

(2) 事業所の概要

- ア 名称：さくらハウス
- イ 所在地：伏見区下鳥羽北三町114番地
- ウ 指定年月日：平成26年6月1日
- エ 定員：10人

2 監査の実施状況

(1) 実施期間

令和元年7月25日から（現在も継続中）

(2) 実施内容

- ア 書類調査
- イ 関係者からのヒアリング

3 監査で確認した事実

(1) 虚偽報告（法第21条の5の24第1項第6号）

- ア 従業者1名について、勤務実態とは異なる虚偽の出勤簿及び賃金台帳を作成し、本市に提出した。

- イ 従業者1名について、実際には勤務実態がなかったにもかかわらず、勤務していたかのように日報を改ざんし、本市に提出した。
- ウ 実際には利用していた児童を利用がなかったものとして、虚偽のサービス提供実績記録票及び送迎実績表を作成し、本市に提出した。
- エ 児童の利用日について、実際には利用があったにもかかわらず、利用がなかったかのように日報を改ざんし、本市に提出した。

(2) 不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）

- ア 児童指導員等加配加算の算定に必要な人員配置を満たしていないにもかかわらず、同加算を請求し、受領した（平成31年4月～令和元年7月）。
- イ 福祉専門職員配置等加算の算定に必要な人員配置を満たしていないにもかかわらず、同加算を請求し、受領した（平成31年4月～令和元年7月）。
- ウ 定員を超える児童の利用があった日について、給付費の必要な減算を行うことなく請求し、受領した（18日分）。

4 行政処分の実施

今回の事案については、不正請求を行ったのみならず、監査時に虚偽の出勤簿等の作成や、日報の改ざんが行われていたことから、法第21条の5の24第1項の規定に基づき、以下の内容の行政処分を行いました。

また、確認できた不正請求額の返還を求めるとともに、法第57条の2第2項の規定に基づき、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算金の支払いを求めました。

(1) 指定取消

効力発生日：令和2年9月1日

(2) 不正請求額の返還請求

返還請求額：約470万円

（給付費：約335万円＋加算金等：約135万円）

5 今後の取組

(1) 利用児童への対応

ア 事業者の取組

事業所を利用している児童（17名）の保護者を対象に、各家庭への訪問等により、事業者から説明を実施し、現在、指定取消後の放課後等デイサービスの利用に係る意向について確認を行い、他施設での受入調整を行っているところです。

イ 本市の取組

本市においても、事業者の責任において、利用児童の他施設での受入調整を行うよう指導しており、引き続き、指定取消の効力発生日までに受入先の確保ができるよう対応してまいります。

(2) 全市的な取組

ア 事業者に対する周知

市内の全放課後等デイサービス事業者に対して、本事案の概要について周知し、適正な事務の執行に係る注意喚起を実施しました。

イ 未然防止・再発防止のための取組

(ア) 適正な事業所運営のための点検

市内の全放課後等デイサービス事業所について、適正な事業所運営が確保できるよう、今年度、これまでの処分事例等を踏まえた点検表を作成し、点検結果の報告を求めます。

(イ) 実地指導結果の公表

利用者保護の観点はもとより、適正な事業所運営を確保するための参考となるよう、令和元年度中に実施した実地指導結果について、改善状況も含めて公表します。